

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月13日

**【四半期会計期間】** 第54期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

**【会社名】** 株式会社ビー・エム・エル

**【英訳名】** BML, INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 荒井 裕

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

**【電話番号】** 03(3350)0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役専務執行役員経営企画部長 福田 和太

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

**【電話番号】** 03(3350)0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役専務執行役員経営企画部長 福田 和太

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第54期 第3四半期連結累計期間	第54期 第3四半期連結会計期間	第53期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	59,067,183	19,958,314	72,832,496
経常利益	(千円)	4,938,828	1,552,178	5,005,870
四半期(当期)純利益	(千円)	2,593,667	897,920	2,373,831
純資産額	(千円)		40,976,205	38,842,011
総資産額	(千円)		62,176,530	59,961,864
1株当たり純資産額	(円)		1,901.40	1,806.65
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	122.20	42.31	111.16
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	122.00	42.23	111.01
自己資本比率	(%)		64.9	64.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,985,592		6,397,100
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	4,688,678		2,247,632
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	964,810		1,938,414
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		11,118,009	11,785,906
従業員数	(名)		2,996	2,896

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	2,996 ( 2,283 )
---------	-----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の( )は、外書で臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,542 ( 782 )
---------	---------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の( )は、外書で臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
		生産実績(千円)
検査事業	臨床検査事業	
	生化学的検査	8,198,545
	血液学的検査	1,616,567
	免疫学的検査	3,893,009
	微生物学的検査	1,078,958
	病理学的検査	1,439,745
	その他検査	1,814,586
	その他検査事業	935,888
	検査事業小計	18,977,301
医療情報システム事業		837,359
その他事業		100,161
合計		19,914,822

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
		販売実績(千円)
検査事業	臨床検査事業	
	生化学的検査	8,220,989
	血液学的検査	1,621,220
	免疫学的検査	3,904,318
	微生物学的検査	1,081,965
	病理学的検査	1,443,249
	その他検査	1,809,509
	その他検査事業	931,244
	検査事業小計	19,012,498
医療情報システム事業		839,323
その他事業		106,491
合計		19,958,314

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

医療業界は、少子高齢化や老人医療費の増加を背景とした大規模な医療制度改革が進められており、後期高齢者医療制度の創設や療養病床の再編など各種の制度変更が実施されています。その一環として、平成20年4月から、生活習慣病予防としての特定健康診査・特定保険指導が開始されました。また、当期の受託臨床検査業界は、2年毎に実施されている診療報酬改定の年度に当たり、検体検査に係る保険点数（公道価格）は、平均約1%引き下げられましたが、その下げ率は例年に比較して大幅に縮小しました。前回の改定で厳格化された院内検査に係る検体管理加算については、再度見直しがあり一部緩和されています。

こうした環境の下、当社グループは、臨床検査事業については、診療報酬改定に伴う契約更改において受託価格の維持・適正化に努めるとともに、採算を重視した大型施設へのFMS/プランチラボ方式（検査機器・システムなどの賃貸と運営支援/院内検査室の運営受託）による提案営業に加え、拡大するクリニック市場に重点を置いた営業活動を展開しました。また、前期に行なった地域検査センターのM&A及びアライアンスの効果もあり、当第3四半期の検査数量は順調に増加し、受託価格についても比較的安定して推移し、当四半期連結会計期間（10～12月）の同事業の売上高は前年同期比6.7%増加しました。利益面においては、減価償却費の増加や前年度のM&Aやアライアンスに伴う業務統合などの費用が増加しましたが、数量効果や治験部門でも利益率が向上し増益を確保しました。BML総合研究所（埼玉県川越市）にて構築中の次世代ラボシステムについては、検査前処理工程である自動分注の新システム（新フロンティア）が8月に完成し、本格稼働を始めました。これにより、検体受付から検査前処理工程さらに生化学的検査及び血液学的検査の自動化ラインである新シンフォニーケミストリー（平成18年10月稼働）及び新シンフォニーヘマトロジー（平成19年3月稼働）へ繋がる次世代ラボシステムのコア部分が完成し、検査受託体制の強化と更なる効率化が図られました。今後は、その機能発揮によりノンリア項目の翌日報告の拡充やWeb照会システムの構築などユーザーサービスの向上に取り組みます。

その他検査事業については、食品衛生事業を営む㈱BMLフード・サイエンスが、引き続き食品衛生コンサルティングや食品検査の受注が堅調に推移した上、コスト管理の強化により費用を抑制し大幅増益となりました。

医療情報システム事業については、診療所版電子カルテ「メディカルステーション」（以下「MS」という。）の販促活動に関して、継続した医療IT化セミナーの開催やTV・専門誌等を用いた広告活動を展開しましたが、当第3四半期のMSの販売数は、新規開業を中心に202施設となりました。また、ハードの保守期限を迎えた既存ユーザー411施設に対し、サーバーを中心としたリプレースを行いました。

その他事業については、SMO /CRO 事業を営む㈱アレグロが、当期は受託案件が減少した上、人件費の増加もあり大幅な減益となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間（10～12月）の業績は、売上高19,958百万円、営業利益1,512百万円、経常利益1,552百万円、四半期純利益897百万円となりました。

SMO：特定の医療機関（治験実施施設）と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関をいう。

CRO：医薬品の開発において、製薬メーカーが行なう治験に関わる様々な業務の全て又は一部を代行・支援する機関をいう。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産62,176百万円（前期末比2,214百万円増）、純資産40,976百万円（前期末比2,134百万円増）、自己資本比率64.9%（前期末比0.9ポイント増）となっています。主な増減項目は、資産の部では、流動資産で売上債権が1,075百万円の増加、固定資産で検査機器等の設備投資により工具器具備品が1,257百万円増加しています。純資産の部では、利益剰余金が2,010百万円増加しています。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期末における現金及び現金同等物の残高は、11,118百万円となりました。当第3四半期連結会計期間（10～12月）における各活動区分別のキャッシュ・フローの状況は、以下の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,490百万円の資金収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益1,502百万円、減価償却費997百万円、法人税等の支払額891百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,556百万円の資金支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,198百万円、無形固定資産の取得による支出268百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、373百万円資金支出となりました。これは主に、配当金の支払額265百万円によるものです。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は147百万円であります。

当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の重要な変更は、次のとおりであります。

#### ゲノム分野

昨年9月に薬価承認された大腸癌の分子標的治療薬アービタックス（一般名：セツキシマブ）の有効性を判断するための検査として、K-ras遺伝子変異解析をダイレクトシーケンス法により、11月から受託開始致しました。また、第二世代の新しい慢性骨髄性白血病（CML）治療薬スプリセル（一般名：ダサチニブ）も本年1月に薬価承認され、弊社のBCR/ABL変異解析のニーズが拡がりました。今後も新しい分子標的治療薬が続々と上市されてきますので、薬効や副作用の発現に関連するEGFR、K-ras、BCR/ABLなどの遺伝子変異解析や、UGT1A1遺伝子多型解析などは益々有用性が高まるものと考えております。

旭化成ファーマ㈱と共同開発した新規糖尿病マーカー尿中ミオイノシトール（平成19年3月28日医薬品製造承認取得 平成20年1月1日保険点数収載）に関して、平成20年10月より検査受託を開始しました。ミオイノシトールは、近年高リスクと見なされている食後高血糖を反映する指標として考えられています。また、冠動脈疾患やメタボリックシンドローム関連の新しい検査として昨年検査受託を開始したりポタンパク質結合ホスホリパーゼA2が、治験検査項目に組み込まれ順調に受託数を増やしております。一方、アレルギーの分野では好塩基球活性化を指標とした新しいアレルギー検査法（BAT）を確立し、平成21年2月より食物アレルギーの受託検査を特定施設より開始します。今後食物や薬剤などのアレルギー種を増やし、BAT検査を充実させる計画をしております。

染色体解析技術開発プロジェクト（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構との提携プロジェクト）では、高密度ゲノムDNAアレイ作製のためのDNA抽出精製工程の自動化に成功しました。

現在、ゲノム異常を指標とした先天異常症や癌の診断・予後予測に有用な検査の実用化を検討しています。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,400,000
計	59,400,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,007,363	22,007,363	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	22,007,363	22,007,363		

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成16年6月29日	新株予約権の数(個)	99
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,900
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成16年10月2日から 平成36年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
	新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を得るものとする。
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成17年6月29日	新株予約権の数(個)	94
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,400
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成17年11月2日から 平成37年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
	新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を得るものとする。
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成18年6月29日	新株予約権の数(個)	50
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成18年12月5日から 平成38年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
	新株予約権の行使の条件	(注)2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成19年6月28日	新株予約権の数(個)	57
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,700
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成19年10月13日から 平成39年6月28日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
	新株予約権の行使の条件	(注)2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成20年6月27日	新株予約権の数(個)	82
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,200
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成20年10月18日から 平成40年6月27日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
	新株予約権の行使の条件	(注)2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成18年6月29日	新株予約権の数(個)	15
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成18年12月5日から 平成38年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成19年6月28日	新株予約権の数(個)	15
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成19年10月13日から 平成39年6月28日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
	新株予約権の行使の条件	(注)2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
平成20年6月27日	新株予約権の数(個)	15
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成20年10月18日から 平成40年6月27日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。  
上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		22,007,363		6,045,586		6,646,998

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 783,400		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,221,500	212,215	同上
単元未満株式	普通株式 2,463		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 22,007,363		
総株主の議決権		212,215	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義失念株式が100株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式11株が含まれています。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 2 1 - 3	783,400		783,400	3.56
計		783,400		783,400	3.56

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,881	2,060	2,075	2,055	2,185	2,140	2,005	2,100	2,045
最低(円)	1,700	1,733	1,920	1,866	1,900	1,755	1,574	1,830	1,833

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表等規則に基づいて作成しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,816,487	12,638,977
受取手形及び売掛金	<sup>3</sup> 14,945,817	<sup>3</sup> 13,870,533
商品及び製品	111,347	158,427
仕掛品	183,468	281,580
原材料及び貯蔵品	1,162,519	1,060,541
その他	1,382,872	1,367,618
貸倒引当金	74,712	72,038
流動資産合計	29,527,799	29,305,640
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,483,015	9,699,019
土地	10,727,950	10,490,104
その他(純額)	5,183,738	3,638,173
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 25,394,704	<sup>1</sup> 23,827,297
無形固定資産		
その他	3,506,822	3,717,942
無形固定資産合計	3,506,822	3,717,942
投資その他の資産		
その他	3,969,397	3,390,491
貸倒引当金	222,193	279,507
投資その他の資産合計	3,747,204	3,110,983
固定資産合計	32,648,731	30,656,224
資産合計	62,176,530	59,961,864

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 8,875,550	3 8,140,925
短期借入金	1,248,200	1,622,805
未払法人税等	839,125	1,335,654
その他	6,355,648	6,269,821
流動負債合計	17,318,524	17,369,206
固定負債		
退職給付引当金	2,994,747	2,870,430
役員退職慰労引当金	127,241	120,749
その他	759,811	759,467
固定負債合計	3,881,800	3,750,647
負債合計	21,200,325	21,119,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045,586	6,045,586
資本剰余金	6,647,010	6,646,998
利益剰余金	28,871,970	26,861,961
自己株式	1,268,830	1,268,543
株主資本合計	40,295,735	38,286,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59,470	58,433
評価・換算差額等合計	59,470	58,433
新株予約権	39,963	25,704
少数株主持分	581,035	471,870
純資産合計	40,976,205	38,842,011
負債純資産合計	62,176,530	59,961,864

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	59,067,183
売上原価	36,961,351
売上総利益	22,105,832
販売費及び一般管理費	17,355,136
営業利益	4,750,695
営業外収益	
不動産賃貸料	38,711
その他	194,250
営業外収益合計	232,961
営業外費用	
支払利息	15,527
不動産賃貸原価	19,086
その他	10,214
営業外費用合計	44,828
経常利益	4,938,828
特別利益	
固定資産売却益	3,653
貸倒引当金戻入額	8,900
その他	4,673
特別利益合計	17,227
特別損失	
固定資産除却損	73,008
減損損失	58,728
その他	30,254
特別損失合計	161,991
税金等調整前四半期純利益	4,794,064
法人税、住民税及び事業税	1,783,555
法人税等調整額	301,447
法人税等合計	2,085,003
少数株主利益	115,393
四半期純利益	2,593,667

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	19,958,314
売上原価	12,659,875
売上総利益	7,298,438
販売費及び一般管理費	5,785,827
営業利益	1,512,611
営業外収益	
不動産賃貸料	12,097
その他	43,278
営業外収益合計	55,376
営業外費用	
支払利息	4,699
不動産賃貸原価	7,782
その他	3,326
営業外費用合計	15,808
経常利益	1,552,178
特別利益	
固定資産売却益	91
特別利益合計	91
特別損失	
固定資産除却損	28,523
ゴルフ会員権評価損	12,750
その他	8,969
特別損失合計	50,242
税金等調整前四半期純利益	1,502,027
法人税、住民税及び事業税	209,050
法人税等調整額	337,349
法人税等合計	546,400
少数株主利益	57,706
四半期純利益	897,920

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	4,794,064
減価償却費	2,586,071
減損損失	58,728
のれん償却額	216,307
退職給付引当金の増減額(は減少)	124,317
支払利息	15,527
固定資産除却損	73,008
売上債権の増減額(は増加)	1,046,259
たな卸資産の増減額(は増加)	208,675
仕入債務の増減額(は減少)	714,401
未払消費税等の増減額(は減少)	111,885
その他	795,878
小計	7,060,851
利息の支払額	15,153
法人税等の支払額	2,270,522
その他の収入	210,416
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,985,592
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	3,139,969
無形固定資産の取得による支出	922,821
投資有価証券の取得による支出	407,862
関係会社株式の取得による支出	191,667
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	47,097
貸付金の回収による収入	24,748
その他	4,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,688,678
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	55,000
短期借入金の返済による支出	101,205
長期借入金の返済による支出	328,400
配当金の支払額	583,658
その他	6,546
財務活動によるキャッシュ・フロー	964,810
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	667,896
現金及び現金同等物の期首残高	11,785,906
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,118,009

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更 第2四半期連結会計期間から、平成20年9月5日付をもって連結子会社である㈱BMLライフサイエンス・ホールディングス(四半期報告書提出会社の持分比率65%)が㈱キュー・アンド・シーの発行済株式の全てを取得し、これを連結の範囲に追加しております。
2 会計処理の原則及び手続の変更 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 33,256,622千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 32,389,537千円
2 保証債務 連結会社以外の得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。 取引先 3,213千円	2 保証債務 連結会社以外の得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。 取引先 5,140千円
3 期末日満期手形の会計処理 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 75,728千円 支払手形 5,240	3

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額 は次のとおりであります。	
給料手当及び賞与	6,232,085千円
退職給付費用	226,572
役員退職慰労引当金繰入額	16,667
消耗品費	1,997,233

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額 は次のとおりであります。	
給料手当及び賞与	2,067,488千円
退職給付費用	75,366
役員退職慰労引当金繰入額	5,428
消耗品費	645,245

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	11,816,487千円
流動資産のその他(預け金)	170,403
預入期間が3か月超の定期預金	868,881
現金及び現金同等物	11,118,009千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,007,363

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	783,464

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			39,963
連結子会社			
合計			39,963

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	318,360	15.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	265,299	12.5	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は全く行っておりません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当企業集団は臨床検査の受託を主たる事業としておりますが、当該事業に係る1セグメントの売上高及び営業利益は全セグメントの売上高合計及び営業利益合計の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので該当するセグメントはありません。

**【海外売上高】**

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,901.40円	1,806.65円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	122.20円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	122.00円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	2,593,667
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,593,667
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	21,223,979
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	35,629
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

2 1株当たり純資産額

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	40,976,205	38,842,011
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	620,998	497,574
(うち新株予約権)	(39,963)	(25,704)
(うち少数株主持分)	(581,035)	(471,870)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額(千円)	40,355,206	38,344,436
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計 年度末の普通株式の数(株)	21,223,899	21,224,041

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	42.31円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	42.23円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	897,920
普通株式に係る四半期純利益(千円)	897,920
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	21,223,938
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	40,889
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第54期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月13日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行いました。

配当金の総額	265百万円
1株当たりの金額	12円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月8日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社ビー・エム・エル  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 真 志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 百 井 俊 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。